

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和6年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和6年12月 6日

石川県監査委員	不破大仁
同	一川政之
同	村上勝
同	作田有子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和5年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象団体	監査実施年月日	監査の結果
公益財団法人 石川県臓器移植推進財団	令和6年10月31日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
石川県公立大学法人	令和6年11月6日	〃
白山市松任北安田南部地区 土地区画整理組合	〃	〃
公益財団法人 石川県国際交流協会	令和6年11月11日	〃
石川県中小企業団体中央会	令和6年11月15日	〃